

社会福祉法人 八葉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 八葉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条に基づき、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償費（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等を支給する業務の種類)

第2条 役員等に報酬等を支給する業務は次の各号に定めるところとする。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時の監査
- (3) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与等が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 役員等が、兼業の禁止規定等がある職業であり、報酬を支払うことがふさわしくない場合は、実費弁償費以外の報酬は支給しないものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 第2条に定める業務を行ったとき

① 理事	報酬日額	5時間以内	7,000円(税抜)
		5時間以上	10,000円(税抜)
② 監事	報酬日額		7,000円(税抜)
③ 評議員	報酬日額		7,000円(税抜)
④ 評議員選任・解任委員	報酬日額		7,000円(税抜)

(2) 第2条(3)(4)に定める業務により出張するとき

出張旅費については、社会福祉法人 八葉会 旅費規程に準じる。

- 2 前項において、交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費を弁償するものとする。
- 3 理事の報酬等の総額は、年間300,000円以内とする。
- 4 監事の報酬等の総額は、年間100,000円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該業務を行った都度、現金にて支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(端数処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月23日より施行し、平成29年 4月 1日に遡り適用する。

この規程は、平成29年12月18日一部改正、平成29年12月 1日に遡り適用する。